

山口県公共工事改革推進委員会

入札・契約制度の改正（案）について

令和6年7月9日

○ 工事における低入札価格調査制度等の見直しについて

1 趣 旨

機械・電気設備工事、解体工事については、低入札価格調査等を一部適用していないことから、落札率が他の工事と比較して低い水準となっている。

このため、関係する建設産業の経営の健全化や担い手の中長期的な確保・育成を図る観点から、低入札価格調査制度等の見直しを行い、工事におけるダンピング対策の更なる強化を図る。

2 内 容

(1) 対象工事における低入札価格調査制度等の見直し

【対象工事】

- ①土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事
- ②営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事で直接工事に占める機器単
体費の割合が 30%以上のもの
- ③解体工事

ア 適用範囲の見直し

指名競争入札により実施する工事について、小規模業者の経営状況や工夫の余地が少ない小規模工事の特性に応じたダンピング対策として、土木等一般工事と同様に、最低制限価格制度を適用する。

予定価格		5 百万円		3 千万円	
発注方式		指名競争入札		総合評価競争入札（条件付一般競争入札）	
低入札対策	現行	制度なし	低入札価格調査制度		
	改正	最低制限価格制度		改正	低入札価格調査制度

イ 低入札価格調査内容の見直し

土木等一般工事と同様に適用する。

(ア) 工事費内訳書の審査基準（各工種金額・各費目の審査）

対象工事①～③に適用

(イ) 工事費内訳及び見積額の審査基準（下請に係る見積額の審査）

対象工事③に適用（①②は適用済）

(ウ) 技術者の追加配置、施工体制の確認（下請契約内容）、工事完成後の調査（賃金台帳等の照合）

対象工事③に適用（①②は適用済）

ウ 総合評価における履行確実点の適用工事の見直し

対象工事③について、土木等一般工事と同様に適用する。

（①②は適用済）

(2) 低入札の調査対象者と契約する全ての工事における不履行への対応強化

ア 契約保証額の引上げ（10%→30%）、前金払の減額（40%→20%）

※ 実施時期：令和6年10月1日

○ 業務委託における最低制限価格制度の導入及び低入札価格調査制度の対象の拡大について

1 趣 旨

業務委託については、7百万円未満の業務において、低入札価格調査制度等を適用していないことから、落札率が低い水準となっている。

このため、成果品の品質確保や企業の適正な利潤を確保する観点から、最低制限価格制度を導入するとともに、低入札価格調査制度の対象を拡大する。

2 内 容

(1) 最低制限価格制度の導入

小規模業者の経営状況や工夫の余地が少ない小規模業務の特性に応じたダンピング対策として、3百万円未満の業務については、最低制限価格制度を導入する。

(2) 低入札価格調査制度の対象の拡大

3百万円以上の業務に対象を拡大する。

予定価格		3 百万円		7 百万円
低入札対策	現行	制度なし		低入札価格調査制度
	改正	最低制限価格制度	低入札価格調査制度	

※実施時期：令和6年10月1日

○ 業務委託の低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式等の改正について

1 趣 旨

業務委託の更なる品質確保や適正な賃金水準を確保するため、低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式及び上下限値を国に準じて改正する。

2 内 容

調査基準価格の算定式等の改正（網掛け部分を改正）

業務 区分	《 現 行 》		《 改 正 》	
	算定式	上下限値	算定式	上下限値
測量	直接測量費 ＋測量調査費 ＋諸経費× <u>4.8/10</u>	予定価格の 6/10～ 8.2/10	直接測量費 ＋測量調査費 ＋ <u>諸経費×5/10</u>	変更なし
地質	直接調査費 ＋間接調査費×9/10 ＋解析等調査業務費 ×8/10 ＋諸経費× <u>4.8/10</u>	予定価格の 2/3～ 8.5/10	直接調査費 ＋間接調査費×9/10 ＋解析等調査業務費 ×8/10 ＋ <u>諸経費×5/10</u>	変更なし
土木 コン サル	直接人件費 ＋直接経費 ＋その他原価×9/10 ＋一般管理費等 × <u>4.8/10</u>	予定価格の 6/10～ <u>8/10</u>	直接人件費 ＋直接経費 ＋その他原価×9/10 ＋ <u>一般管理費等</u> × <u>5/10</u>	予定価格の 6/10～ <u>8.1/10</u>
建築 コン サル	直接人件費 ＋特別経費 ＋技術料等経費 ×6/10 ＋諸経費×6/10	予定価格の 6/10～ <u>8/10</u>	変更なし	予定価格の 6/10～ <u>8.1/10</u>
補償 コン サル	直接人件費 ＋直接経費 ＋その他原価×9/10 ＋一般管理費等 × <u>4.5/10</u>	予定価格の 6/10～ <u>8/10</u>	直接人件費 ＋直接経費 ＋その他原価×9/10 ＋ <u>一般管理費等</u> × <u>5/10</u>	予定価格の 6/10～ <u>8.1/10</u>

※最低制限価格制度における最低制限価格も同様とする。

※実施時期：令和6年8月1日

山口県公共工事改革推進委員会

入札・契約制度の改正（案）について

令和6年7月9日

○ 工事における低入札価格調査制度等の見直しについて

1 背景

- ・ H13 年度 低入札価格調査制度の導入（5 百万円超の工事が対象）
機械・電気設備工事、解体工事については調査の一部を適用せず
- ・ H24 年度 最低制限価格制度の導入（土木等一般工事は 3 千万円未満）
機械・電気設備工事の一部、解体工事については対象外
- ・ H26 年度 品確法の改正
ダンピング対策が追加
- ・ H30 年度 低入札価格調査内容の厳格化、履行の確実性の評価制度を導入
解体工事については対象外

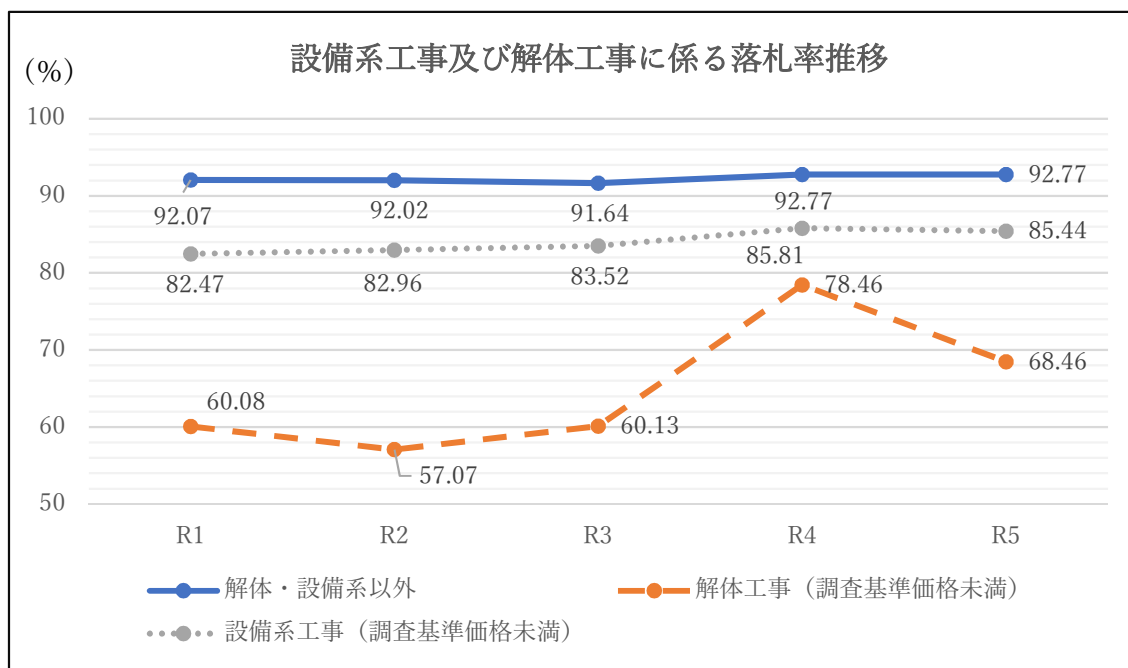
2 現 状

（１）競争入札落札率の推移

◇対象工事のうち、調査基準価格※未満で落札した工事の平均落札率は、他の工事に比べて著しく低い状況

（R5：機械及び電気設備工事 85.4%、解体工事 68.5%）

※ 契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格



➤ 対象工事を実施しようとする建設業者が適正な利潤を確保できず、担い手の確保・育成を困難とし、関係する建設産業の健全な発達を阻害するおそれがある。

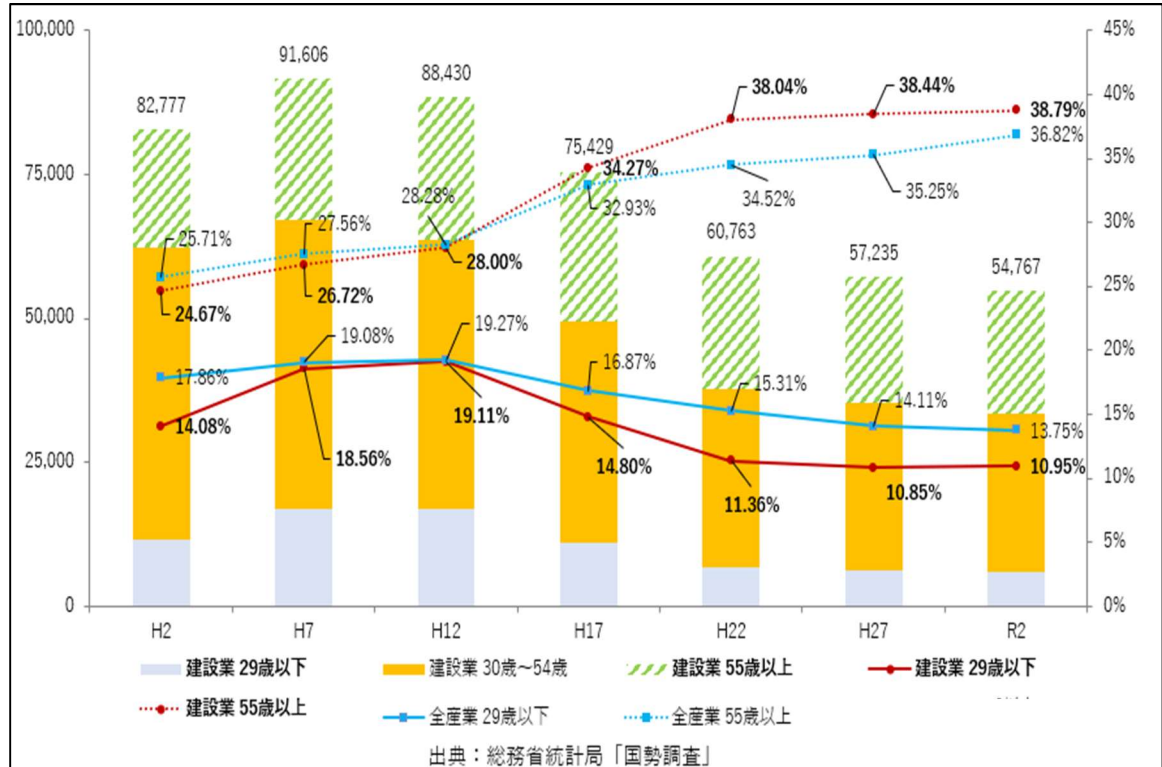
➤ ダンピング対策の更なる強化が必要

(2) 建設業就業者数と年齢構成

◇就業者数 (R2) は 54,767 人と、ピーク時 (H7) に比べ 40.2%減少

◇年齢構成は、55 歳以上が 38.8%と全産業より高齢化が進行する一方
29 歳以下の若年者の割合は 11%と全産業より低下

建設業就業者数と年齢構成の推移



➤ 若年者の入職促進による将来の担い手確保が急務

3 内 容

(1) 低入札価格調査内容について

項 目		(ア) 工事費内訳書の審査基準					(イ) 工事費内 訳及び見 積額の審 査基準	(ウ) ※
		直接経費 80%以上	各工種金 額 50%以上	共通仮設 費積上分 50%以上	共通仮設 費率計上 分 50%以上	管理費 45%以上		
土木等一般工事	現行	○	○	○	○	○	○	○
①土木系機械設備、 土木系電気設備	現行	○	×	×	×	○	○	○
	改正	○	○	○	○	○	○	○
②営繕系機械設備、 営繕系電気設備工事 (機器単体費30%以上)	現行	○	×	×	×	○	○	○
	改正	○	○	○	○	○	○	○
③解体工事	現行	×	×	×	×	×	×	×
	改正	○	○	○	○	○	○	○

※技術者の追加配置、施工体制の確認、工事完成後の調査

(2) 総合評価における履行確実点について

現在、解体工事を除くすべての工事において、工事の履行の確実性を履行確実点として評価している。

$\frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \text{評価値} \Rightarrow \text{評価値が最高の者が落札者}$
技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点(※)(10~30点) + 履行確実点(5点)
履行確実点：入札書記載価格が調査基準価格未満の場合は0点とする。
価格：入札書記載価格とするが、調査基準価格未満の場合は調査基準価格とする。

(※)技術力等に応じて付与される加算点

○ 業務委託における最低制限価格制度の導入及び低入札価格調査制度の対象の拡大について

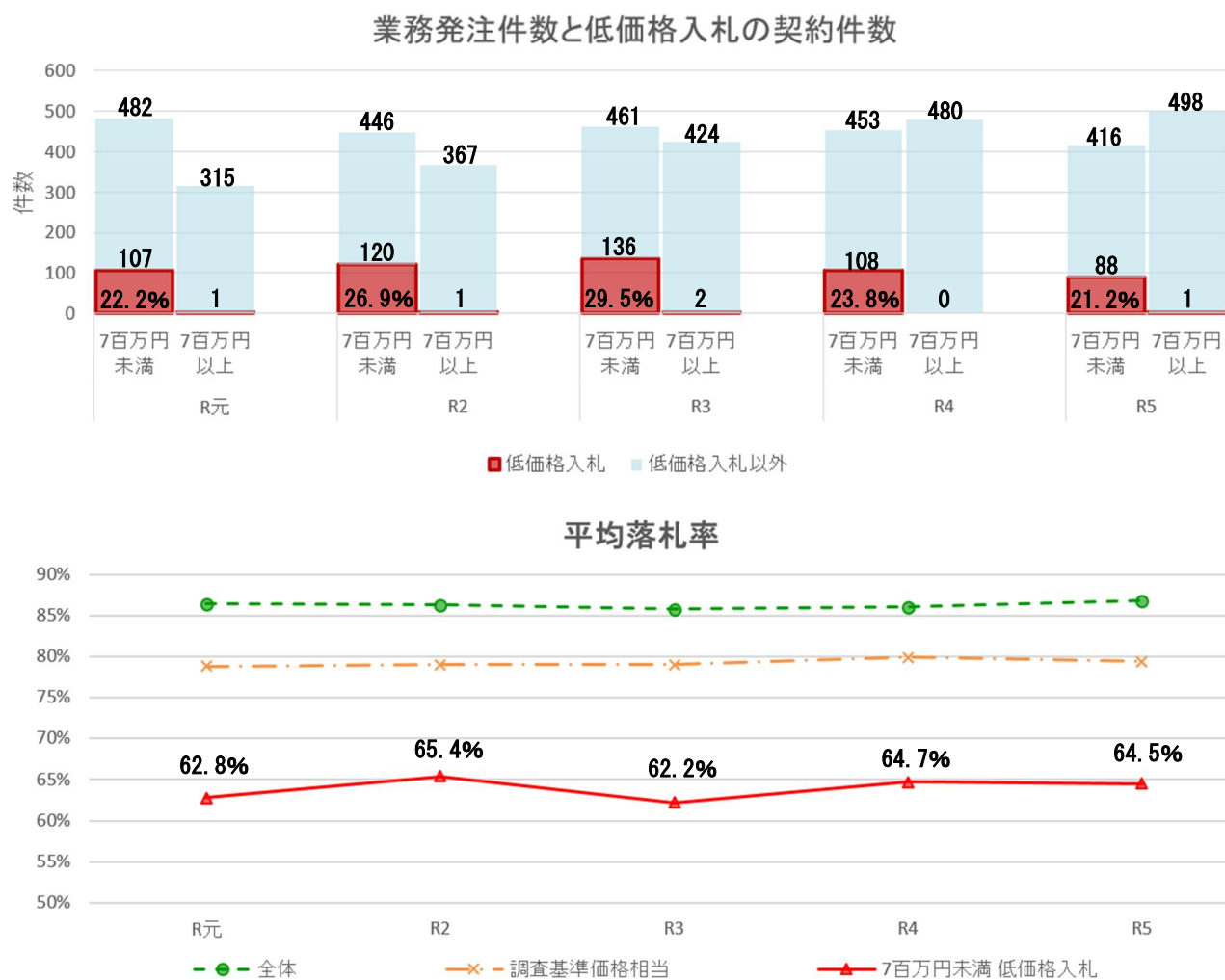
1 背景

- ・ H21 年度 低入札価格調査制度の導入（1 千万円以上の業務が対象）
- ・ H27 年度 低入札価格調査制度の改正（7 百万円以上の業務が対象）
- ・ R 元年度 品確法の改正
業務委託のダンピング対策が追加

2 現 状

（1）競争入札落札率の推移

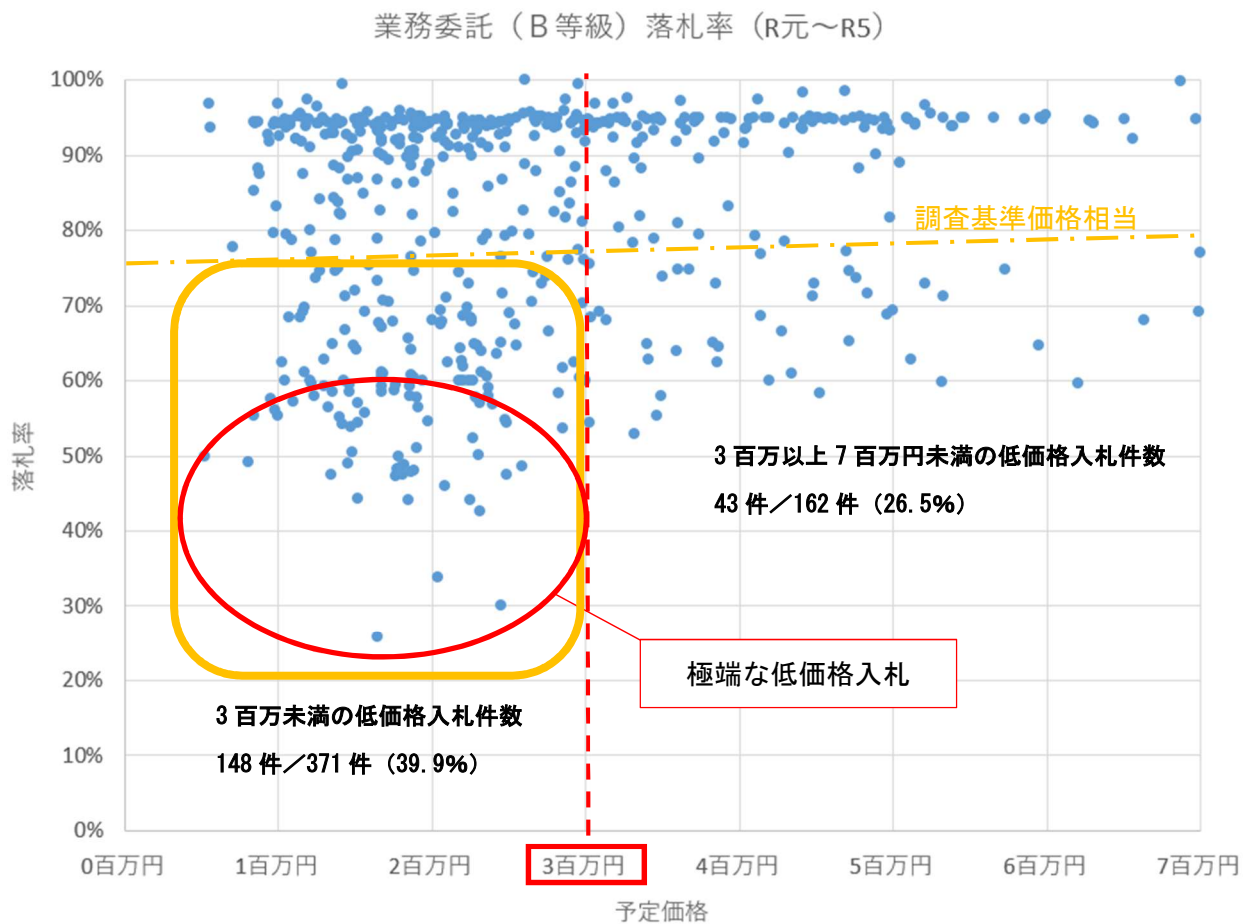
7 百万円未満の業務については、約 2 割が低価格入札相当の落札となっており、その平均落札率（62～65%程度）は、他の業務に比べて著しく低い状況



※低価格入札：調査基準価格又はその相当額未満の入札

（２） 7 百万円未満の小規模業者（B 等級）の応札状況

3 百万円未満の業務において、低価格入札相当の落札が多く発生しており、極端に低い落札率の業務が見受けられる。



- 3 百万円未満については、低価格での契約締結を許容しない最低制限価格を導入する。

○ 業務委託の低入札価格調査制度における調査基準価格の算定式等の改正について

予定価格に対する調査基準価格の割合は、10 百万円程度の業務において、現行と比べて 0.7～1.7 ポイント上昇

改正後の予定価格に対する調査基準価格の割合

業務区分	現行①	改正後②	②－①
測 量	78.6%	79.4%	0.8ポイント
地 質	78.6%	79.4%	0.8ポイント
土木コンサル	79.5%	80.2%	0.7ポイント
補償コンサル	78.5%	80.2%	1.7ポイント

※予定価格 10 百万円程度の業務委託